

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況

◆ 所定疾患施設療養費とは

介護老人保健施設において、入所されているご利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾患を発症した場合における施設内での対応について、以下のような算定要件を満たした場合にのみ評価されることになります。

当施設では、厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況をホームページにて公表いたします。

◆ 算定要件

①肺炎により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、所定疾患施設療養費（Ⅰ）1回に連続する7日間を限度とし月に1回に限り算定する。

所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定するときは、1回に連続する10日間を限度とし月に1回限り算定する。

※（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。

②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。

③所定疾患施設療養費の対象となる入所者は次の通りであること。

・肺炎 ・尿路感染症 ・帯状疱疹 ・蜂窩織炎

肺炎又は尿路感染症については、検査を実施した場合に限り算定する。

④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービスの情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況

◆ 算定状況（令和6年4月～令和7年3月）

疾患名/月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	5	1	0	0	1	0	0	2	2	1	0
	治療日数	10	33	10	0	0	7	0	0	17	11	1	0
尿路感染	人数	1	2	3	3	1	1	1	0	2	1	0	2
	治療日数	10	17	27	18	8	7	8	0	18	10	0	15
帯状疱疹	人数	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0
	治療日数	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	20	0
蜂窩織炎	人数	1	1	1	1	0	2	3	2	1	0	0	0
	治療日数	10	10	10	8	0	20	27	20	8	0	0	0

◆ 主な検査・治療内容

肺炎	検査内容	血液検査
	治療内容	投薬：オーグメンチン、アモキシリン
		点滴：セフトリアキソン、ユナスピン、タゾピペ、メロペネム
尿路感染	検査内容	検尿、尿培養、血液検査
	治療内容	投薬：セファレキシン、オーグメンチン、アモキシリン
		点滴：セファゾリン
帯状疱疹	検査内容	
	治療内容	投薬：バラクシロビル 軟膏：ビダラビン軟膏
蜂窩織炎	検査内容	血液検査
	治療内容	投薬：セファレキシン 点滴：セファゾリン